

1. 条例制定の背景と目的

本市では歴史的な町並みや地域資源等を活かしたまちづくりを進めており、地域の魅力向上のためには、歴史的価値を有する建築物（歴史的建築物）を活用し、良好な状態で将来の世代に継承していくことが必要です。

一方、歴史的建築物は一定の建築行為を行う際に、建築基準法への適合が求められ、歴史的な価値を損なうことなく法に適合させることが課題であり、所有者や事業者等にとって大きなハードルとなっています。

そこで、建築物の特性に応じた様々な代替措置等の手法により、一定の安全性を確保する事で、建築基準法の趣旨を満足させ、歴史的建造物の保存と活用の両立を目指すための条例を制定しています。

○ 歴史的建築物の保存・活用の促進及び歴史的町並みの保全

- ・ 当該条例を活用することで、建築物の歴史的価値の保存を促進
- ・ 不適合部分は代替措置による一定の安全性確保により、被災リスクを低減
- ・ 地域資源の活用を通じた、エリア価値の向上及び新たな需要の喚起

本市の豊かな
歴史的文化遺産の
将来の世代への継承

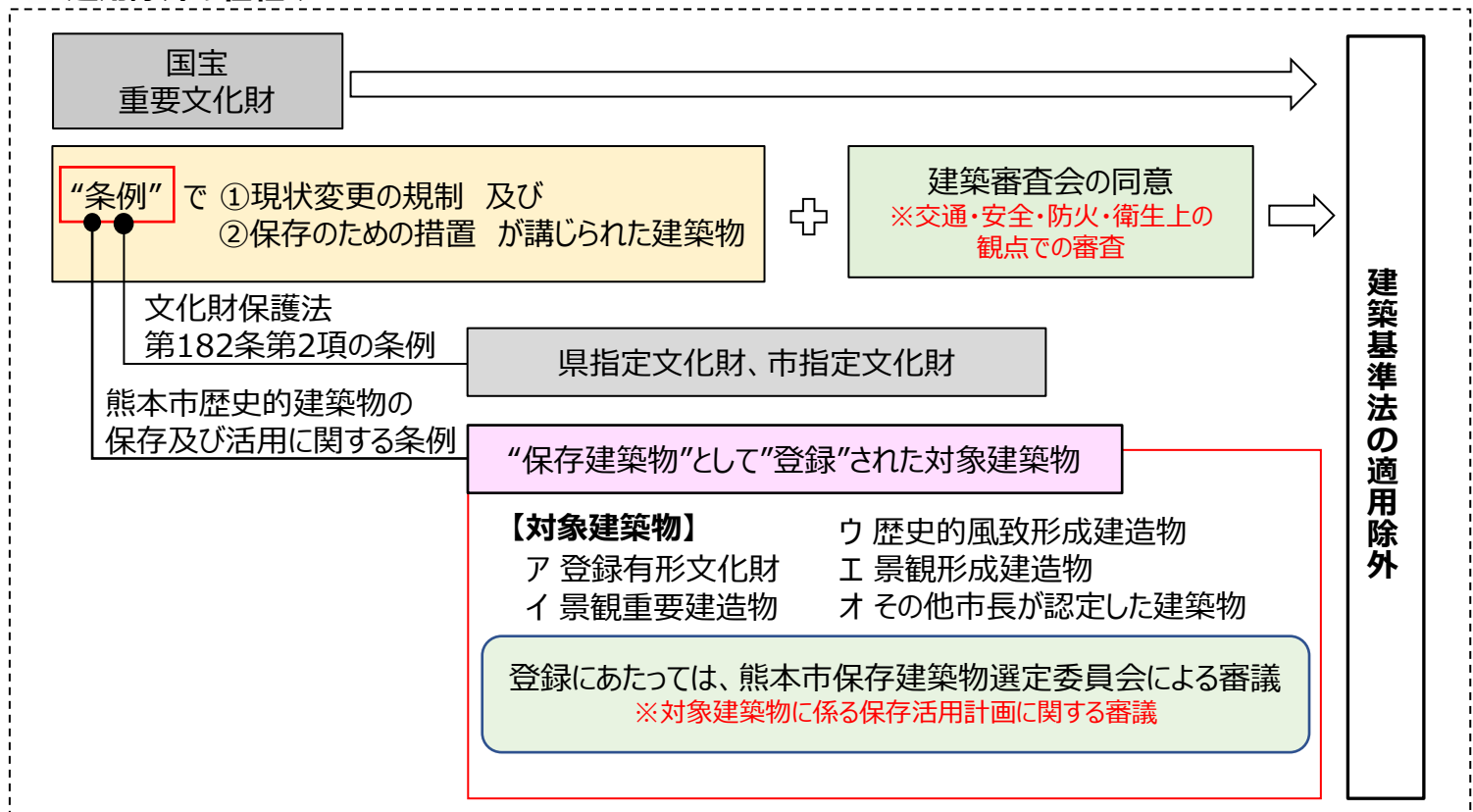


対象建築物のイメージ

2. 建築基準法適用除外の仕組み（建築基準法第3条に規定）

国宝・重要文化財以外の歴史的建築物は、条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられた場合、特定行政庁が建築審査会の同意を得て、建築基準法が適用除外されます。

■ 適用除外の仕組み



※手続きフロー等、詳細は条例運用の手引きを参照下さい。